

第 1 章

概 要

1. 東大阪市下水道の概要

(1) 河内平野の変遷

河内平野は、今から約7,000年から6,000年前までは河内湾であったが、淀川と旧大和川から運ばれた土砂により河内湾が徐々に埋め立てられ、約3,000年から2,000年前には河内潟となり、5世紀から6世紀頃には河内湖、1,600年頃の江戸時代初頭には河内平野と呼ばれる低湿地帯が広がっていた。

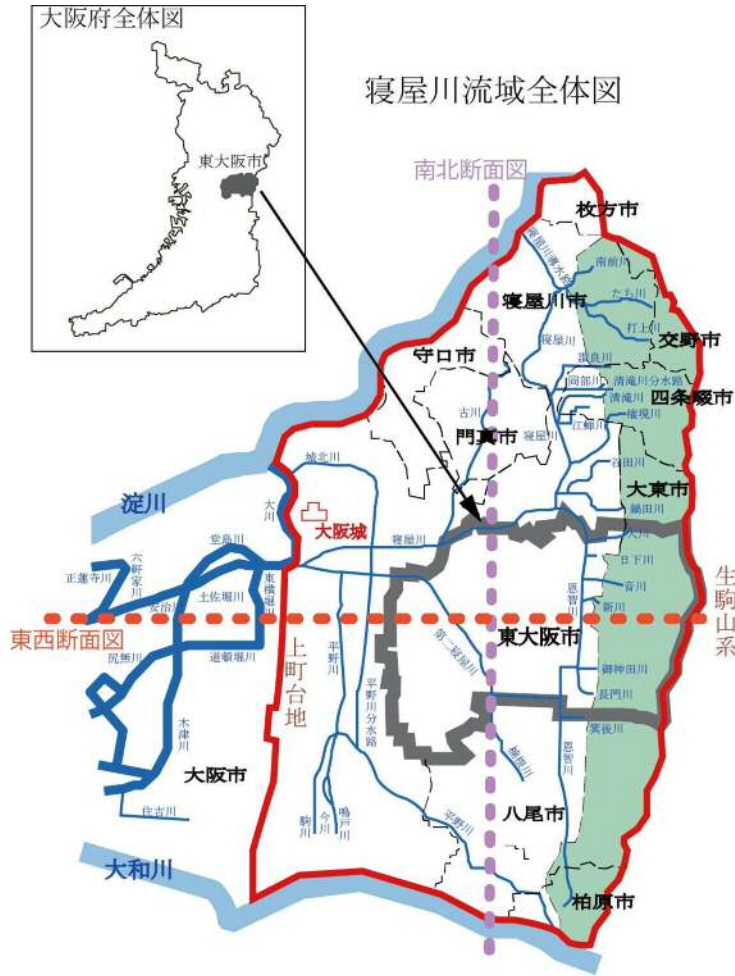
それまでは河内平野を幾つもの川に枝分かれ、大きな池をつくり、上町台地の北あたりで旧淀川（現・大川）と合流し大阪湾に注いでおり、淀川下流部・寝屋川筋・大和川下流部は沼沢の多い低湿地が広がり、排水は悪く、出水時には集まった水が寝屋川に集まり、淀川の逆流で行く手を失い、河内平野の低湿地に溢れ、度重なる洪水被害が発生していた。

1,704年に大和川の付け替え工事によって、大和川と石川の合流点（柏原市）から河内平野を経由せずに、直接西方の大阪湾に流れるようになった。

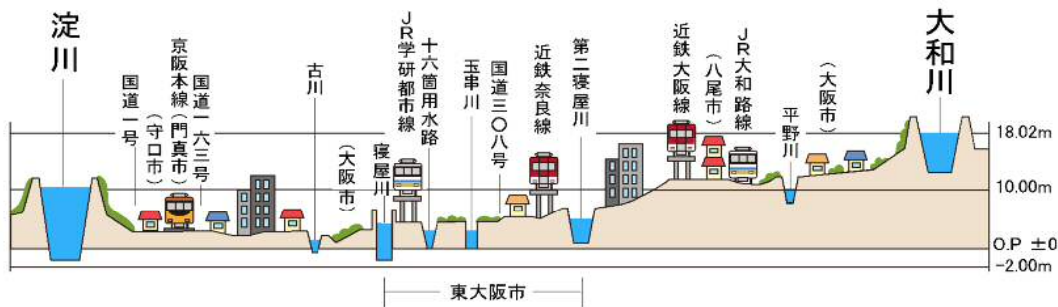


(2) 東大阪市の地形特性

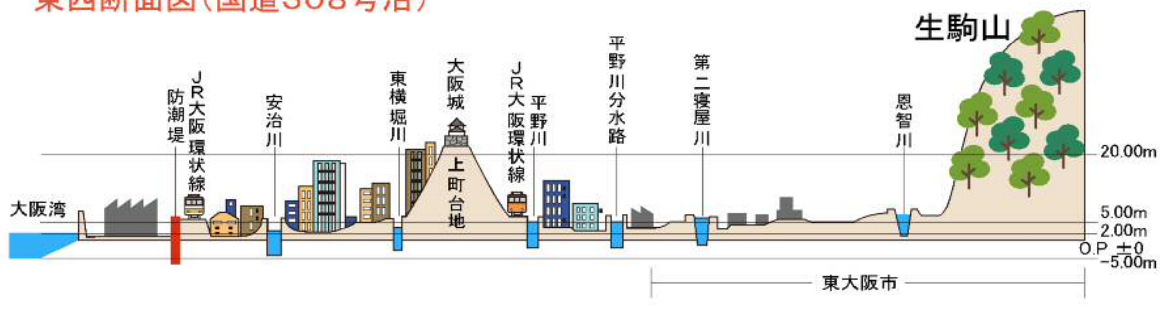
東大阪は東西方向では東に生駒山、西に上町台地、南北方向では北に淀川、南に大和川に囲まれた低平地のほぼ中央に位置し、寝屋川流域と呼ばれる大阪平野の一部で、大阪市東部を含む11市にまたがる地域である。



南北断面図(中央環状線沿)



東西断面図(国道308号沿)



(3) 東大阪市下水道事業の特徴と現状

河内平野の変遷から現在の東大阪市の地形的な特徴は、約84%が淀川・大和川よりも低い低平地となっており、降った雨をポンプ等により強制的に河川に排水しなければならない「内水域」であることから、これまでも度々浸水被害が発生している。

東大阪市の公共下水道は、この地形条件から雨水の排水対策を優先的に行うために、昭和24年度から着手した。

高度成長期以降においては、急激な都市化によって農地が減少したため、当時の河川下水道の計画規模を上回る雨水流出により、大規模な浸水被害が繰り返された。

これらを背景に、平成元年3月に流域関係11市及び大阪府、建設省により「寝屋川流域総合治水対策協議会」を設立。平成2年4月に「寝屋川流域整備計画」を策定し、河川と下水道と寝屋川流域関係市が一体となった総合的な治水対策を進めることとなった。

東大阪市においては、この計画に基づき平成3年度に「雨水レベルアップ計画」を策定し、雨水増補管築造に着手した。(平成29年度末における進捗率は約90%)

その様な状況において、全国の都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が頻発したことから、新たな枠組みと計画による一体的な浸水被害対策が必要として、平成16年5月に「特定都市河川浸水被害対策法」が施行された。

寝屋川流域においては、平成18年に「特定都市河川流域」に指定され、雨水の流出抑制のための規制、都市洪水想定区域等の指定・公表等や「寝屋川流域水害対策計画」のもと、河川管理者による雨水流出抑制施設の整備等が進められている。

また、近年の地球温暖化やヒートアイランド現象などの気象変化が起因とされる豪雨の発生頻度が増加傾向であり、特に時間雨量50mmを超える豪雨の発生頻度は、10年あたり約20回の増加が傾向として認められていることが気象庁の観測により報告されている。

あわせて局地的に発生する短時間豪雨(ゲリラ豪雨)による浸水被害の発生も顕著となっていることから、都市部においては、地下街への雨水流入や資産の損失など「都市型水害」への対策も全国的に急務となっている。

(4) 東大阪市の下水道

下水道は「生活環境の改善（汚水の排除）」、「浸水の防除（雨水の排除）」、「公共用水域（河川・湖沼・海域等）の水質の保全」を役割として担っている。

東大阪市は汚水・雨水の排除方式を合流式（汚水と雨水を同一の管渠で排除する方式）と分流式（汚水・雨水を別々の管渠で排除する方式）の二つの排除方式を採用している。

集められた排水は、概ね長瀬川より以西の区域については大阪市の放出処理場と平野処理場に流入し、概ね長瀬川より以東の区域については、大阪府流域下水道川俣水みらいセンターに流入する。

(5) 東大阪市下水道事業に係る経費負担区分

下水道事業に係る経費として、「生活環境の改善（汚水の排除）」については利用者の負担（汚水私費）とし、「浸水の防除（雨水の排除）」は租税負担（雨水公費）する。

よって、汚水私費分は下水道使用料として使用者から徴収し、雨水公費分は一般会計が負担するものとし、このことを一般会計繰出金と云う。

なお、一般会計が負担する繰出金の範囲は、毎年総務副大臣通知で定められている。

(6) 下水道整備の財源

下水道工事の財源は、地方債、国庫補助金（社会資本整備総合交付金）、受益者負担金等を財源として公共下水道及び流域下水道工事を施行している。

地方債は、将来便益を受けることとなる後世代と現世代との間で、負担を分かつことを可能としている。こうした事から、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共公用施設の耐用年数を超えないものである。

国庫補助金は、国と地方公共団体相互の利害に関係のある事務、国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って、実施しなければならない重要な都市計画事業及び災害に係る事務のように国と地方公共団体とに密接な関連をもつ事務について、共同責任と云う観点から国が義務的に支出すべき経費。

受益者負担金は、都市計画法に基づき、事業の実施により著しい利益を受ける下水道使用者に対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担してもらう制度。

1. (2) 下水道のあゆみ

年月	本市下水道関係事項		国・府等の主な事項
	建設等	制度等	
S24 (1949) .2	○基本計画策定		
S31 (1956) .6			○長瀬川沿岸下水道組合設立 関係市：布施市、八尾市、柏原市、志紀町 管理者：八尾市長 脇田幾松 (S31. 6. 13)
S33 (1958) .4 .12			○新下水道法制定 (明治33年制定の下水道法廃止) ○「公共用水域の水質の保全に関する法律」「工場排水等の規制に関する法律」制定
S35 (1960)	○枚岡特別都市下水路 着手	○大阪市放出、平野事業実施に伴い 共同下水処理事業開始	
S36 (1961)	○友井小阪都市下水路 着手		
S38 (1963) .12	○第1次5ヵ年計画実施 (下水道整備5ヵ年計画) ○高井田ポンプ場建設着手 (S38. 12. 25)		○大阪府寝屋川北部流域下水道計画調査
S39 (1964) .10 .11	○川俣特別都市下水路 着手 ○高井田ポンプ場通水 (S38. 11. 27)		○大阪府寝屋川南部流域下水道計画調査 ○「布施市・大阪市下水処理事務の委託に関する規約」締結 「布施市・大阪市下水処理事務の委託に関する規約の実施に伴う協定」締結 (西部排水区791ha) (S39. 11. 26)
S40 (1965) .7			○大阪府寝屋川北部流域下水道都市計画決定
S41 (1966) .11 .5			○大阪府寝屋川南部流域下水道都市計画決定 ○大阪府寝屋川北部流域下水道寝屋川北部広域下水道組合設立
S42 (1967) .2 .7 .12	○第2次5ヵ年計画実施	○受益者負担金徴収 1㎡あたり185円 (S42. 12. 14)	○東大阪市発足 (S42. 2. 1) ○放出処理場供用開始 ○大阪府寝屋川南部流域下水道寝屋川南部広域下水道組合設立
S43 (1968) .6 .10 .2 .12	○四条都市下水路 着手 ○枚岡処理場建設着手 (昭和45年11月完成)	○下水道条例制定 ○水洗便所改造助成規程制定	○長瀬川沿岸下水道組合管理者変更 東大阪市長 辰巳佐太郎 ○大阪府寝屋川北部南部流域下水道寝屋川北部・南部広域下水道組合大阪府が管理者になる
S44 (1969) .4	○川俣特別都市下水路 完成 (事業費計 863,534千円) ○友井小阪都市下水路 完成 (事業費計 766,071千円)	○下水道使用料金徴収開始 20㎡/月 260円	
S45 (1970)	○大門川都市下水路 着手 ○宝町処理場完成		○第64回臨時国会(公害国会) 下水道法一部改正

年月	本市下水道関係事項		国・府等の主な事項
	建設等	制度等	
S45 (1970) .6 .12			○長瀬川沿岸下水道組合管理者決定 東大阪市長 伏見格之助 ○大阪府寝屋川南部流域下水道 寝屋川南部広域下水道組合 下水道法改正により、大阪府の 事業主体法制化
S46 (1971) .1 .3 .6	○四条都市下水路 完成 (事業費計 78,728千円) ○第3次5ヵ年計画実施 ○新川都市下水路 着手 ○宝町処理場運転開始(流入28社) ○岸田堂ポンプ場通水		○水質汚濁防止法施行
S47 (1972) .6 .7	○新鬼虎川都市下水路 着手	○東大阪市東部大阪都市計画下水道 事業受益者負担金に関する条例	○大阪府寝屋川北部南部流域下水道 寝屋川北部・南部広域下水道組合 維持操作に係る管理協定を府・ 関係市で締結 ○川俣・鴻池処理場供用開始 川俣ポンプ場、小阪ポンプ場供用開始
S48 (1973) .4 .7	○新川都市下水路 完成 (事業費計 318,552千円) ○枚岡処理区を流域関連公共下水道 として都市計画変更し、枚岡処理 場を管渠の付帯施設として、宝町 処理施設とする	○受益者負担金改正 1㎡たり250円(S48.4.2)	
S49 (1974) .1 .3			○八尾市と「下水の処理についての 協定」締結(S49.1.11) ○「東大阪市・大阪市下水処理事務 の委託に関する規約の実施に伴う 協定の一部変更について」締結 (第1回目変更)
S50 (1975)			○新家ポンプ場 供用開始
S51 (1976)	○第4次5ヵ年計画実施	○使用料金制度の改正(S51.5.1) 20㎡/月 595円 改定率 128.8%	○大阪市平野ポンプ場の供用開始
S52 (1977)	○枚岡特定公共下水道 完成 (事業費計 3,407,883千円)		
S54 (1979) .4 .6	○宝町処理場運営協議会発足	○使用料金制度の改正(S54.5.1) 20㎡/月 755円 改定率 26.9%	○「東大阪市・大阪市下水処理事務 の委託に関する規約の実施に伴う 協定の一部変更について」締結 (第2回目変更)
S55 (1980)	○新鬼虎川都市下水路 完成 (事業費計 486,300千円)		
S56 (1981)	○大門川都市下水路 完成 (事業費計 628,477千円) ○第5次5ヵ年計画実施		
S57 (1982) .6 .8			○長瀬川沿岸下水道組合管理者変更 東大阪市長 北川謙次 ○豪雨により約1万2千戸の浸水被害
S58 (1983)			○流域下水道寺島ポンプ場供用開始
S59 (1984) .3 .4		○受益者負担金改正 1㎡たり700円(S59.4.2)	○「東大阪市・大阪市下水処理事務 の委託に関する規約の実施に伴う 協定の一部変更について」締結 (第3回目変更) ○大東市と「下水の処理についての 協定」締結(S59.4.2)

年月	本市下水道関係事項		国・府等の主な事項
	建設等	制度等	
S59 (1984)	.5 .6 .9	○宝町処理場対策室設置 ○八戸ノ里雨水貯留施設 「浸水のみ込む河内の地下貯留 作戦 モデル事業採択 ○八戸ノ里雨水貯留施設 日本下水道事業団へ設計委託	
S60 (1985)	.1 .7 .10 .11	○使用料金制度の改正(S60.1.1) 20m ³ /月 1,065円 改定率 41.0% ○八戸ノ里雨水貯留施設 日本下水道事業団と基本協定締結 事業着手 ○使用料金制度の改正(S60.10.1) 20m ³ /月 1,140円 改定率 50.9%	○寝屋川流域都市水防災協議会設立 (流域関係市11市・大阪府・建設省)
S61 (1986)		○第6次5ヵ年計画実施	
S62 (1987)	.12		○寝屋川を特定河川に指定 ○流域下水道新池島ポンプ場施設の一部着工
S63 (1988)	.3	○宝町処理施設休止	○寝屋川流域都市水防災総合計画 策定
H1 (1989)	.3 .4 .12	○受益者負担金改正 1m ² たり382円(H1.4.1)	○寝屋川流域総合治水対策協議会 に名称変更 ○消費税導入(税率3%) ○長瀬川沿岸下水道組合管理者決定 東大阪市長 清水行雄
H2 (1990)	.1 .3 .4	○八戸ノ里雨水貯留施設他 第1期計画 完成	○「東大阪市・大阪市下水処理事務 の委託に関する規約の実施に伴う 協定の一部変更について」締結 (第4回目変更) ○寝屋川流域整備計画策定
H3 (1991)	.4 .8	○第7次5ヵ年計画実施 ○単独公共下水道雨水レベルアップの 計画変更 ○「アピール下水道 東大阪市公共 下水道 ときめく周濠、鴻池会所」 認定	○大阪府寝屋川北部南部流域下水道 雨水レベルアップ計画決定
H6 (1994)	.7 .9	○使用料金制度の改正(H6.7.1) 20m ³ /月 1,490円 改定率 26.6%	○新池島ポンプ場 供用開始
H8 (1996)	.3 .4 .6 .7	○第8次5ヵ年計画実施 ○受益者負担金改正 1m ² たり443円(H8.4.1) ○鴻池水路 水循環・再生下水道 モデル事業採択	○大阪府河川整備長期計画策定 ○大阪府寝屋川北部南部流域下水道 竜華水環境保全センター計画決定
H9 (1997)	.4	○使用料金制度の改正(H9.4.1) 20m ³ /月 1,515円 改定率 1.22%	○消費税改正(3%→5%)

年月	本市下水道関係事項		国・府等の主な事項
	建設等	制度等	
H10 (1998) .4 .10	○雨水貯留浸透事業着手 (H10年度～H16年度) ○下水道雨水貯留浸透事業 (校庭貯留)モデル事業採択		○植付ポンプ場 供用開始 ○長瀬川沿岸下水道組合管理者決定 東大阪市長 長尾淳三
H11 (1999)	○第8次7ヵ年計画実施 (H8年度～H14年度)		○大阪府寝屋川北部南部流域下水道 竜華水環境保全センター着手 中央南増補幹線(一)約2.6km着手
H12 (2000) .2 .12			○深野ポンプ場供用開始 ○大阪府寝屋川北部南部流域下水道 四条増補幹線(約2.8km)着手 ○「東大阪市・大阪市下水処理事務 の委託に関する規約の実施に伴う 協定の一部変更について」締結 (第5回目変更) ○大阪湾流域別下水道整備総合計画 (H12.12.6)策定
H13 (2001) .10	○宝町雨水貯留施設建設着手	○使用料金制度の改正(H13.10.1) 20m ³ /月 1,828円 改定率 18.1%	○大阪府寝屋川北部南部流域下水道 中央南増補幹線(二)約2.1km着手
H14 (2002) .4 .7 .11	○日下川水辺空間整備工事 環境省 モデル事業採択(～H16年度)	○第2次総合計画基本構想 (H14.11.27議決)	○長瀬川沿岸下水道組合管理者変更 東大阪市長 松見正宣 ○淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画 策定
H15 (2003) .3 H15 (2003) .6	○「鴻池四季彩々とおり」完成		○「社会資本整備重点計画法」 「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H15.3.28成立、3.31公布、4.1施行) ○特定都市河川浸水被害対策法公布(H15.6.11)
H16 (2004) .2 .3 .5 .9 .10	○「鴻池四季彩々とおり」通水 ○「東大阪市放出、平野処理区合流式下水道緊急改善計画(1)」策定 (目標年次平成17年度～平成21年度) ○「水の郷 鴻池 四季彩々」 第13回 国土交通大臣賞 下水道有効利用部門受賞	○使用料金制度の改正(H16.10.1) 20m ³ /月 1,992円 改定率 3.68%	○寝屋川流域協議会 発足 ○特定都市河川浸水被害対策法施行
H17 (2005)			○「下水道ビジョン」策定
H18 (2006) .1 .2			○処理場名称変 川俣処理場→川俣水みらいセンター 鴻池処理場→鴻池水みらいセンター ○寝屋川流域を特定都市河川流域に 指定(H18.1.13) ○寝屋川流域水害対策計画策定

年月	本市下水道関係事項		国・府等の主な事項
	建設等	制度等	
H18 (2006) .3 .7		<ul style="list-style-type: none"> ○使用料金制度の改正 (H18. 3. 1) 浴場用の改定 5,000m³迄19円、5,000m³超22円 ○「東大阪市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例」公布 (H18. 3. 31) ○「東大阪市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例」施行 (H18. 7. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○長瀬川沿岸下水道組合管理者変更 東大阪市長 長尾淳三 ○寝屋川流域において特定都市河川浸水被害対策法の実施 (H18. 7. 1) (雨水浸透阻害行為の許可)
H19 (2007) .10	○宝町雨水貯留施設建設完成		<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府寝屋川北部南部流域下水道 寝屋川北部南部広域下水道組合解散 ○長瀬川沿岸下水道組合管理者変更 東大阪市長 野田義和
H20 (2008)		○地方公営企業法一部適用	○大阪府寝屋川北部南部流域下水道 大阪府による管理の一元化
H21 (2009) .7	○八戸ノ里雨水貯留施設他 第2期計画 完成		
H22 (2010)			<ul style="list-style-type: none"> ○竜華水みらいセンター供用開始 (H22供用69.0千m³/日) ○社会資本整備総合交付金の導入
H22 (2010) .3 .8	○「東大阪市放出、平野処理区合流式下水道緊急改善計画(2)」策定 (目標年次平成22年度～平成25年度)		○大阪湾流域別下水道整備総合計画 (H22. 8. 19) 策定
H23 (2011) .3 .5 .8	○社会資本総合整備計画「東大阪市における下水道による安全・快適に暮らせるまちづくり」策定		<ul style="list-style-type: none"> ○中央南増補幹線(一)(約2.7km)、中央南増補幹線(二)(約2.1km)、四条増補幹線(約2.8km)供用開始 ○第1次一括法 (H23. 5. 2公布) ○第2次一括法 (H23. 8. 3公布)
H24 (2012) .3 .4			<ul style="list-style-type: none"> ○長瀬川沿岸下水道組合解散 (H24. 3. 31) ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、下水道法第4条が改正
H25 (2013) .4 .5	○「東大阪市公共下水道長寿命化計画」策定 (計画期間平成25年度～平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○東大阪市下水道条例の一部を改正する条例 (H25. 4. 1施行) ○地方公営企業法全部適用 	
H26 (2014) .3 .4 .7 .8	○「東大阪市公共下水道総合地震対策計画」策定 (計画期間平成26年度～平成30年度)	○地方公営企業会計制度見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○水循環基本法制定 ○雨水の利用の推進に関する法律制定 ○消費税改正 (5%→8%) ○「新下水道ビジョン」策定 ○寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱を定め「寝屋川流域水害対策計画」を変更 (H26. 8. 5)
H27 (2015) .1 .3 .4 .5	○社会資本総合整備計画「東大阪市における下水道による安全・快適に暮らせるまちづくり」その2策定		<ul style="list-style-type: none"> ○「経営戦略」策定推進 ○下水道ストックマネジメント支援制度 ○下水道法改正 ○水防法改正 ○内水浸水対策に関するガイドライン類策定

年月	本市下水道関係事項		国・府等の主な事項
	建設等	制度等	
H28 (2016) .2	○「東大阪市公共下水道総合地震対策計画」変更		
H29 (2017) .2 .6		○「東大阪市・日本下水道事業団災害支援協定」締結	○社会資本整備総合交付金交付要綱の改正（コンセッション導入、下水道処理場の統廃合の検討要件化等